

(その1)

次回認定日 月 日 時から 時まで	失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け必要な事項を記入してください。)																			
① 失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	ア した イ しない	就職又は就労をした人は、した日を次の欄に記入してください。																		
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/										
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/										
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/										
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/										
合計 円																				
② 失業の認定を受けようとする期間中に内職又は手伝いをしましたか。	ア した イ しない	(1) 内職又は手伝いをした人は、した日を次の欄に記入してください。																		
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/										
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/										
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/										
		月/日	/	/	/	/	/	/	/	/										
合計 円																				
(2) 内職又は手伝いの収入があった人は、収入のあった日及びその額を記入してください。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">収入のあった日</th> <th style="width: 33%;">その収入額</th> <th style="width: 33%;">何日分の収入か</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">月 日</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">日分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">日分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">月 日</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">日分</td> </tr> </tbody> </table>									収入のあった日	その収入額	何日分の収入か	月 日	円	日分	月 日	円	日分	月 日	円	日分
収入のあった日	その収入額	何日分の収入か																		
月 日	円	日分																		
月 日	円	日分																		
月 日	円	日分																		

(その2)

③ 失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続いて就職先を探しましたか。	ア 探した	事業所名	応募の動機	職種	応募の結果	
			安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他			
			安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他			
			安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他			
	イ 探さなかった	(その理由を具体的に記入してください。)				
④ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば直ちに応じられますか。	ア 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (ア) 病気やけがなど健康上の理由 (イ) 個人的又は家庭的事情のため (ウ) 就職予定があるため (エ) 自営業開始の予定があるため (オ) その他 ()				
イ 応じられない						
上記のとおり申告いたします。 年 月 日 様 <div style="text-align: right;"> 受給資格者氏名 ㊟ </div>						
※ 任命権者記載欄	認定対象期間	年 月から 年 月まで	認定日数	日	連絡事項	取扱者印

(その3)

注

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事項を申告しなかったり、偽りの記入をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、不正に受給した金額の納付を命ぜられることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日(この申告書を提出する日)の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用されたこと、自営業を営んだこと、会社の役員又は嘱託になったことその他のおよそ職業として認められるものに就いたこと、自営業を開始するための準備をしたこと又はボランティア活動をしたことであって、賃金その他の報酬の有無にかかわらず原則として1日の労働時間が4時間以上であるもの(1日の労働時間が4時間未満であって、雇用保険の被保険者となること、自営業を営んでいること等のため公共職業安定所が職業を紹介しても速やかに応じられない場合であるものを含む。)をいう。
- 5 ②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条に規定する自己の労働によって収入を得たことをいい、事業主に雇用されたこと、自営業を営んだこと、他人の仕事の手助けをして収入を得たこと等あなたが働いたこと、ボランティア活動をしたこと等によって収入を得たことのうち、原則として1日の労働時間が4時間未満(雇用保険の被保険者となる場合を除く。)であって、就職又は就労とはいえない程度であるものをいう。ただし、1日の労働時間が4時間以上であって、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満であるものを内職又は手伝いに含むことがある。
- 6 ③欄のアに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事項を具体的に記入すること。
- 7 ④欄のイの(オ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介しても直ちには応じられない理由を()の中に具体的に記入すること。
- 8 ※印欄には、記入しないこと。